

学校いじめ防止基本方針



令和7年11月
四日市市立楠小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、法で定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。そして、児童自らがいじめを自分たちの問題として考えることができるよう支援しています。

（1）「授業づくり」においては、

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

（2）「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

楠中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、代表委員会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 「いじめ」を憎み、許さない教職員・学校をめざします。

- ①教職員の人権感覚を磨くための研修会を実施しています。
- ②関係諸機関のリーフレットや報告書などを基に、いじめ事象に対しての共通認識・理解を深めています。
- ③いじめ事象については、教職員同士が連携を図り、解決に向けて行動します。
- ④関係諸機関と連携を図り、問題解決に努めます。
- ⑤各種相談機関を児童・家庭に周知します。
 - ※ 「いじめや体罰等に関する相談電話 (059-354-8169)」「いじめ相談メール (y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」「いじめ相談室 (教育委員会・こども未来部)」「発達障害、不登校等に関する相談電話 (059-354-8285)」(教育委員会)
 - ※ 「青少年とその家庭の悩み相談電話 (059-352-4188)」(こども未来部青少年育成室)
 - ※ 「人権に関する相談電話 (059-354-8610)」(人権センター)
 - ※ 「被害少年の悩み、問題行動等 (059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)
 - ※ 「児童虐待、不登校、養育等 (059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ※ 「文部科学省24時間こどもSOSダイヤル (0120-0-78310)」(全国共通ダイヤル)
 - ※ 「SNS相談アプリ (児童の学習用タブレット端末上)」
- ⑥リーフレットを配布するなどして、家庭と連携しています。
- ⑦あらゆる教育活動を通じた人権教育、道徳教育、いじめ予防教育及び体験活動等の充実を図り、いじめを許さない環境づくりに努めます。

(2) いじめに気づき、解決に向けて行動できる子どもの姿をめざします。

- ①総合的学習の時間や道徳をはじめすべての教科の活動を通して、児童の人権感覚を養っています。
- ②学校生活を通して、仲間を大切にする態度・心を養います。
- ③楠地区人権協と連携し、「人権ポスター」作成に取り組みます。また、作品を掲示し、啓発に努めています。

3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童生徒や保護者との確な関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日常的な取組み

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文なども活用しています。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③ 人権フォーラムの取り組みを通して、自己肯定観を育て、自分も人も大切にする指導をしています。
- ④ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。

- (2) 児童に、「いじめ調査」を毎学期1回以上実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
- ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童にもつなげていきます。
- (6) 緊急事案への対応として、いじめを受けた児童の心のケアを行うために、心理士の資格を有する専門家を教育委員会に派遣依頼します。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対して、防止と効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施します。
- ① 子ども未来部、携帯電話会社と連携し、児童や保護者に対して、SNSの正しい使い方の啓発を行っています。
- ② メディアリテラシーに関するリーフレットを配布し、活用します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込みます、原則としてその日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・対応します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 教育委員会に報告をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (6) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関・SC・SSW・SLと連携して、組織的に対応します。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、直ちに警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめに関する通報及び相談を受けた教職員は、通報または相談を行った児童、保護者等への個人情報を適切に保護します。

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
- ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校運営協議会代表に委員会への参

加を依頼します。

- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
- ① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに関わる検証を行います。

第4章 保護者と児童の役割

1 保護者の役割

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあつたり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように育ててください。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々などどもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 子どもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。

2 子どもの役割

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現わしてください。

- (3) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動してください。

第5章 いじめに関わる主な機関との連携

(1) 市関係課との連携した取り組みの実施

- ① 人権センター
- ② 市民生活課多文化共生推進室
- ③ 男女共同参画課
- ④ こども家庭センター
- ⑤ 子ども未来課青少年育成室

(2) 学校警察連絡制度

- ① 学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
- ② 四日市南警察署関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施

(3) いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施

- ① 北勢児童相談所
- ② 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ③ 四日市市PTA連絡協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。